

# 福祉関係の 各種手当を紹介します

国・県・市の主な福祉関係の手当制度（平成20年4月現在）を紹介します。

受付は、常時行っていますが、所得によって受けられない場合や内容を変更する場合もありますので、詳細については市ホームページまたは、地域福祉グループへ問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

ープ

52-6871

区分	種類	対象	手当の月額	支給月	備考
母子・父子家庭対象	児童扶養手当 (国)	父がいないか、父が障害（身障手帳1級および2級の一部）状態にある家庭で、18歳到達年度末での児童または20歳未満で障害の状態にある児童を養育している方	児童1人のとき41,720円 児童2人のとき46,720円 3人目以降は、1人増すごとに3,000円加算	4.8、12月	所得により手当額が異なります
	遺児手当 (県)	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障害（身障手帳1級および2級の一部）などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方	遺児1人につき4,500円※1	4.8、12月	所得制限あり
	遺児手当 (市)	同上	遺児1人につき2,400円※1	3.9月末日	所得制限あり
障害者（児）対象	特別児童扶養手当 (国+県)	20歳未満の中度、重度（身障手帳1～3級および4級の一部または療育手帳A、B判定）の障害児を養育している方	重度50,750円 中度33,800円	4.8、12月	所得制限あり
	障害児福祉手当 (国+県)	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方（障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）	A種(国) 14,380円+(県) 7,160円 B種(国) 14,380円+(県) 1,160円 C種(国) 14,380円	2.5.8、11月	所得制限あり
	特別障害者手当 (国+県)	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方（施設入所者および長期入院者を除く。）	A種(国) 26,440円+(県) 7,090円 B種(国) 26,440円+(県) 1,090円 C種(国) 26,440円		
	経過的福祉手当 (国+県)	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方（施設入所者を除く。）	A種(国) 14,380円+(県) 7,160円 B種(国) 14,380円+(県) 1,160円 C種(国) 14,380円		
	在宅重度障害者手当 (県)	①身障手帳1・2級かつ療育手帳A判定の合併者 ②身障手帳1・2級または療育手帳A判定の所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳B判定の合併者 ※②・③の場合、手帳が交付された日の年齢が65歳以上の方は対象外です（平成20年4月1日以降）	左記①16,100円 左記②、③7,000円	4.8、12月	所得制限あり ◎介護保険施設や社会福祉施設に入所（通所は除く）した場合は資格喪失になります
	障害者扶助料 (市)	市内在住で、身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	身障1級・療育A判定・精神1級 4,000円 身障2級 3,500円 身障3級・療育B判定・精神2級 3,000円 身障4～6級・療育C判定・精神3級 2,000円	3.9月末日	所得制限あり ◎介護保険施設や社会福祉施設に入所（通所は除く）した場合は支給が停止されます
	視覚障害者見舞金 (市)	毎年度12月1日現在、市内に住所があり、視覚障害3級以上の身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方	年額15,000円	12月	◎介護保険施設や社会福祉施設に入所（通所は除く）している場合は支給が停止されます
心身障害児見舞金 (市)	毎年度12月1日現在、市内に住所があり、身体障害者手帳および療育手帳をお持ちの18歳未満の児童	年額23,000円	12月	◎社会福祉施設に入所（通所は除く）している場合は支給が停止されます	

◎表の「種類」にある（ ）は、各行政による制度を表しています。

◎このほかに、災害見舞金の制度があります。詳細については、問合せください。

※愛知県遺児手当と高浜市遺児手当は支給期限があります。

手当の支給が始まってから

1年目から3年目………児童1人につき月額 県 4,500円 市 2,400円

4年目から5年目………児童1人につき月額 県 2,250円 市 1,200円

6年目から………手当の支給はなくなります。